

税 務 署 か ら の お 知 ら せ

確定申告のご案内

平成24年分の所得税、個人事業者の消費税・地方消費税及び贈与税の受付期間は、次の表のとおりとなっています。

確定申告は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採っていますので、申告と納税は、期限内にお済ませください。確定申告書の提出は、郵送等でもできます。

申告期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお済ませください。

税目	受付期間
所得税	平成25年2月18日（月）～平成25年3月15日（金）
消費税及び地方消費税	平成25年1月4日（金）～平成25年4月1日（月）
贈与税	平成25年2月1日（金）～平成25年3月15日（金）

（注）所得税の還付申告については、1月4日（金）から受付が始まっています。

e-Taxを利用しましょう

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等）ができます。

また、平成24年分以降の贈与税の申告等については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxを利用して送信できます。

e-Taxを利用するには



○電子証明書等の準備

※電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されていますので市役所等の窓口で、住民基本カードを入手し公的個人認証サービスに基づく電子証明書の発行を受けてください。

また、別途住民基本台帳カードに適合したICカードリーダーが必要です。

○利用者識別番号等の取得

※e-Taxホームページからオンラインで開始届出書を提出すれば、即時に発行（通知）されます。

○e-Taxソフト等から電子証明書等を登録（初期登録）

※e-Taxソフトをインストールし、利用者ファイルの作成、納税用確認番号の登録、電子証明書の登録等が必要です。

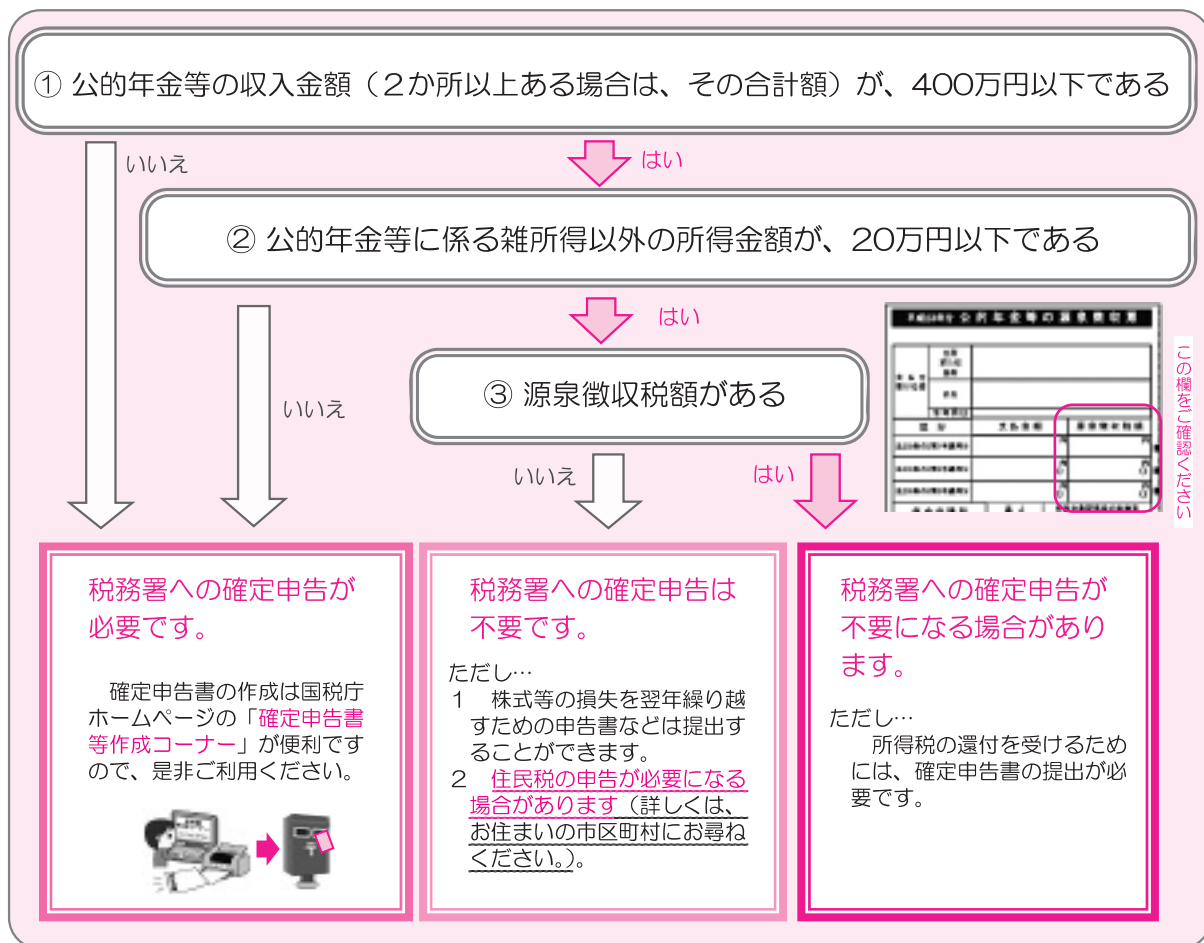
なお、e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

★詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

公的年金等を受給されている方へ

所得税の確定申告が不要になる場合があります。

以下の項目に沿って所得税の確定申告の要否を確認してください。



九州北部豪雨により被災された方へ

昨夏の九州北部豪雨により、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

九州北部豪雨により、①ご自身や生計を一にする親族が所有する住宅や家財などに被害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法を適用することにより、②また、ご自身の事業用資産に被害を受けられた方は、損失額を所得の計算上、必要経費に算入することにより、平成24年分の確定申告において、所得税の軽減等を受けられる場合があります。

詳しくは、熊本国税局ホームページをご覧ください。阿蘇税務署にお尋ねください。

阿蘇税務署 0967-22-0551（代表）

※電話をおかけの際は音声案内に従って2番を選択してください。

申告書の作成は、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」が便利です。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

熊本国税局ホームページ <http://www.nta.go.jp/kumamoto/>

